

<p>2) 取得用地に未登記のものがあつた。 令和2年度以前の未登記 391筆</p> <p>3) 自家用電気工作物の保安管理業務委託の長期継続契約において、財務規則第114条第1項に定める期日を超えて契約締結されていた。</p>	<p>乗による不納欠損処理を行う。</p> <p>②令和3年10月12日付けで署名、押印をもらった「債務承認及び分割割付誓約書」に基づき、債務者に対し、電話による催告、訪問による交渉などの回収に向けた取組を継続した結果、令和4年5月に3,000円、7月に2,000円、10月に3,000円を回収した。今後も粘り強く回収に向けた取組を継続し、債権の回収に努める。</p> <p>③資金不足により納入できていないものの債務者本人に支払の意思はあることから、支払を求め働きかけを続けていく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 平成19年度以前に取得した用地について、「相続」や「公園と現況の不一致」などの理由により未登記となっている。 (今後の対応策等) 過年度分の未登記土地(平成元年度未契約分3筆及び平成4年度未契約分1筆)を登記済とした。 引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき未登記の解消を図っていく。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 長期継続契約の年度開始前の契約行為と契約準備行為を担当者が混同していた。 (今後の対応策等) 今後は、山梨県財務規則や通知等をよく確認し、制度を十分に理解した上で事務処理を行うようにする。</p>
---	---

<p>監査対象機関 県土整備部 富士・東部建設事務所(吉田支所)</p> <p>監査対象期間 令和3年度</p> <p>監査実施日 令和4年5月25日～26日、6月24日</p>	<p>監査の結果</p> <p><b>(指導事項)</b> 3件(収入1、財産1、工事1)</p> <p>1) 相模川水系欄干川における土地占用料について、収入科目が河川使用料ではなく水利使用料となっているものがあつた。</p> <p>2) 取得用地に未登記のものがあつた。 令和2年度以前の未登記 175筆</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果) 所属内のチェック体制が不十分であつた。 (今後の対応策等) 今後は、科目の誤りがないよう複数によるチェック体制を強化していく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 平成28年度以前に取得した用地については、「相続」や「公園と現況の不一致」などの理由により未登記となっている。 (今後の対応策等) 過年度分の未登記土地(平成28年度以前契約分の5筆)を登記済とした。 引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づ</p>
---	--	---

<p>3) 国道137号舗装工事の変更契約において、変更内容及び変更数量の把握となる工事打合簿が作成されていないものがあつた。</p>	<p>未登記の解消を図っていく。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 起工測量に基づく数量及び金額の変更を工事打合簿により協議しており、出来形時に金額が変わらなかったため、数量の変更があつたにもかかわらず工事打合簿による変更協議は不要であると認識を誤ったため。 (今後の対応策等) 今後は、起工測量時点と最終出来高に変更が生じた場合、打合せが行われない事が生じないよう、起工測量の打合簿に「最終的な数量の変更が生じた場合は別途協議を行います。」の部分を明示した物を定型様式とするともに、チェック体制を強化していく。</p>
---	---

<p>監査対象機関 県土整備部 流域下水道事務所</p> <p>監査対象期間 令和3年度</p> <p>監査実施日 令和4年5月26日、6月24日、6月28日</p>	<p>監査の結果</p> <p><b>(指導事項)</b> 2件(収入1、物品1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 2件 24,039,102円</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果) 峡東地域の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を調達したものの。 (今後の対応策等) 全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。 但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 山梨県流域下水道事業財務規則を熟知していなかったため、貯蔵品出納簿を毎月作成していたことで棚卸明細表の作成を不要と判断して、実地棚卸の実施に基づく棚卸明細表の作成をしていなかった。 (今後の対応策等) 令和4年度は、例年8月から9月にかけて実施している備品の現品確認時に併せて、9月26日、27日に実地棚卸を行い、棚卸明細表を作成した。 今後は、山梨県流域下水道事業財務規則に基づく事務手続が適切に行われるよう、職員に周知徹底を図るとともに、備品の現品確認時等には実地棚卸を実施して棚卸明細表を作成することとし、再発防止に努める。</p>
---	--	---

監査対象機関	出納局 会計課
--------	---------

監査対象機関	令和3年度	
監査実施日	令和4年8月5日、8月26日	
監査の結果	謹じた措置	
<b>(指導事項)</b> 2件(給与2)	<p>1) (発生原因の検証結果)                  コロナ対策本部情報班の支援業務のため、土曜日に1日の勤務と1時間の時間外勤務を命じたもの。                  振替が翌週になったことから、1週間の正規の勤務時間を超えた部分について支給対象となる時間外勤務手当(2.5/1.00)の支給データを登録する際、担当者が1時間の時間外勤務も含めて入力をしてしまった。(担当者の制度誤認)                  (今後の対応策等)                  今後、人事給与システム集計処理の際、特に勤務状況システムが対応していない部分に対する直接入力をした場合には、複数職員での確認を徹底していく。                  なお、当該超過支給分については、9月の人事給与システム入力時に修正入力を行い、是正済み。</p>	
2) 現金支給に係る職員の年末調整還付金が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。	<p>2) (発生原因の検証結果)                  年末調整還付金の支給日である12月16日に、当該職員が年休を取得していたため、現金化することのリスクを考慮し、翌日の出勤を確認して給与資金前渡職員口座から引き出し、本人に渡し受領印をされた。                  (今後の対応策等)                  基本的には給与関係事務処理要綱に沿って、給与事務処理の適正化と効率化のため、口座振り込みを推奨していく。                  今年度は全ての支給において現金支給対象者はいないが、今後現金支給対象者がいる場合には、支給日当日に渡せるよう、事前に対象職員と確認をすることとしたい。</p>	
監査対象機関	企業局 総務課	
監査対象期間	令和3年度	
監査実施日	令和4年6月22日～23日、7月21日	
監査の結果	謹じた措置	
<b>(指導事項)</b> 2件(契約2)	<p>1) (発生原因の検証結果)                  担当者の失念及び複数職員によるチェックが不十分であった。                  (今後の対応策等)                  今後は、複数職員によるチェックを徹底し、再発防止に努める。</p>	
1) 石和温泉管理事務所受渡権等水位計点検委託について、財務規則第137条第3項に定められている見積書が徴されなかった。		

監査対象機関	企業局 石和温泉管理事務所	
監査対象期間	令和3年度	
監査実施日	令和4年5月24日、6月28日	
監査の結果	謹じた措置	
<b>(指導事項)</b> 1件(収入1)	<p>1) (今後の対応策等)                  未納者に対して、電話連絡や督促状・催告状の送付を行い、未収金の回収に努めた結果、令和4年11月末現在で、過年度分15,582円、令和3年度分915,307円、計930,889円を回収することができた。                  今後も、これまでの取組を継続するとともに、滞納から3か月以上経過し、支払意思が認められない債務者に対しては債権額が累積しないよう、給湯停止や契約解除の進めなど、未収金の削減に努めていく。                  温泉供給収益収入(令和4年11月30日現在)                  過年度分 5,019,380円                  令和3年度分 261,585円                  合計 先数 14件 5,280,965円</p>	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	<p>2) (発生原因の検証結果)                  単価契約に係る違約金条項についての把握、チェックが不十分であった。                  (今後の対応策等)                  令和4年度においては契約書類の記載内容等について確認を行い、単価契約に対応した違約金条項に変更した。また今後、契約に際しては、直近の契約書式の使用及び関係法令の確認等を徹底するとともに、複数職員によるチェックを徹底し、再発防止に努める。</p>	
2) 単価契約である石和温泉管理事務所管理業務委託契約書において、契約解除に関する違約金条項が単価契約のものとなっていないかった。		
監査対象機関	教育庁 総務課	
監査対象期間	令和3年度	
監査実施日	令和4年7月7日、8月5日	
監査の結果	謹じた措置	
<b>(指導事項)</b> 3件(収入1、支出1、給与1)	<p>1) (発生原因の検証結果)                  ①令和元年9月例月給与支給後に県立学校教職員の懲戒免職が決定されたため、過払金が発生した。過払分のれい入金納付書を送付したが、破産手続が開始されたため、破産債権届出書を破産管財人へ提出。その後、4回の債権者集会を経て、破産手続が終結し、裁判所による免責が決定した。                  ②令和2年8月例月給与支給後に市立学校教職員が自己都合退職したため、過払金が発</p>	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。		
①県立学校教職員給与に係る過払金 過年度分 先数 1件 165,577円		
②市立学校教職員給与に係る過払金 令和3年度分 先数 1件 43,778円		

<p>2) 令和2年度における単価契約物品の購入経費の支払が遅延し、令和3年度に過年度支出したため遅延利息が発生していた。</p> <p>3) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。</p>	<p>生じた。過払分のれい入金納付書を送付したが、現在までに相手方からの納入がなく、また所在不明の状況である。 (今後の対応策等)</p> <p>①令和元年9月例月給与の過払分(182,084円)のうち、破産手続の中で16,507円の納入を確認したが、裁判所による免責決定がされていない状況である。今後、破産手続終了から10年後の時刻の完成により、不納欠損処分を行う予定である。</p> <p>②引き続き債務者の状況確認及び債権回収に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>年度当初に出納局で一括契約する単価契約物品において、総務課で必要の都度、業者に発注し支払を行うが、担当者が、業者から受領した納品書とともに請求書もファイルに綴ってしまったため、支払処理をしなかった。 (今後の対応策等)</p> <p>「物品を発注する際に使用する物品システム」と「支払時に使用する財務システム」のそれぞれのシステムの帳票データを随時突合し、複数の職員で確認を行うことで、チェック体制を強化し再発防止に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>事前に行うべき週休日の勤務及び振替日の申請及び命令が、事後かつ当月の給与事務処理期限後に行われたこと、更に所属の庶務担当者や総務課の担当者に事後に申請、命令が行われたことが共有されなかったため、担当者が勤務や振替の事実を認識しないうままとなり、未支給となつた。 (今後の対応策等)</p> <p>未支給分については、対象者に追加支給を行った。</p> <p>命令を行う所属長を含む教育庁内各課の職員に対し、振替制度をわかりやすく解説したチラシを作成、配付して、必ず事前申請を行うよう周知した。</p> <p>また、可能な限り同一週内の振替を行うこと、振替が困難な場合には、必ず教育庁内各課の庶務担当者を通じて総務課の担当者に伝えることを徹底し、同様の事例が発生しないよう再発防止に努める。</p>
--	---

<p>監査対象機関 監査対象期間</p>	<p>教育庁 高校教育課 令和3年度</p>
--------------------------	----------------------------

<p>監査実施日 令和4年7月8日、8月5日</p> <p>監査の結果</p> <p><b>(指導事項)</b> 3件(収入3)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>①教育奨励資金貸付金償還金 過年度分 12,922,630円 令和3年度分 97,200円 合計 先数 41件 13,019,830円</p> <p>②地域改善対策高等学校等奨学資金返還金 過年度分 18,835,002円 令和3年度分 247,848円 合計 先数 32件 19,082,850円</p> <p>③定時制課程等修学奨励金返還金 過年度分 先数 7件 654,000円</p> <p>2) 教育奨励資金貸付金の台帳に記載されている債権のうち、2件について貸付を確認できる書類が保存されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>3つの奨学金ともに、貸付者の住所が特定できなかったり、経済状況が激しく返済が困難な状況が背景に存在する。 (今後の対応策等)</p> <p>3つの奨学金とも、本年度調定分については、期限までに納入がない者に対しては、文書による督促や電話連絡等により納入を促し、また、過年度調定分についても、電話連絡等により納入を催促するなどして、未収金を減らす努力を継続していくとともに、居住地調査を重点的に行っていく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>貸付者の住所が特定できておらず、連絡がとれない状況が背景にある。 (今後の対応策等)</p> <p>教育奨励資金貸付金の台帳作成に使用した過去のデータを全て拾い出すなどとして、当該2名分の債権の情報について調査しているところであるが、未だに内容確認ができていない状況である。今後を引き続き、保存書類や保存データの調査等を一層進め、未収金回収のための調定手続ができるよう努めていく。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>本奨学資金は、給付型の奨学金制度である時期が経き、昭和62年10月から、貸付型にもかわりつつ経緯があり、返済義務があるにもかかわらず、給付されたものと誤認している例も見受けられ、返済への理解が得られていない状況がある。 (今後の対応策等)</p> <p>借用証書が提出されていない者に対して、借用証書を提出するよう催促しているところであり、今後も交渉などにより提出を促していく方針である。令和4年度は、これまでの交渉記録など現存する書類を再度整理、確認するとともに、必要な方の居住地調査を進めていく。</p>
---	---

<p>監査対象機関 監査対象期間 監査実施日</p>	<p>議会事務局 令和3年度 令和4年8月3日～4日、9月5日</p>	<p>監査の結果</p> <p><b>(指導事項)</b> 1件(支出1)</p> <p>1) 議長交際費に係る資金前渡において、文</p> <p>講じた措置</p>
------------------------------------	---	---

<p>払を後日に変更すべき事情が生じたことから、一旦精算を行い、改めて資金前渡しなければならぬところ、精算を行わないまま現金を保管し続け、資金を前渡しした日から13日後に支払を行っていた。また、財務規則第72条第2項に定める期日を超えて精算されていた。</p>	<p>前渡資金にかかる精算事務について、認識が不足していた。 (今後の対応策等) 今後は、前渡資金に関する事務が適切に行われるよう留意する。</p>
--	--

<p>監査対象機関 人事委員会事務局</p>	
<p>監査対象期間</p>	<p>令和3年度</p>
<p>監査実施日</p>	<p>令和4年6月10日、7月19日</p>
<p>監査の結果</p>	
<p><b>(指導事項) 1件 (契約1)</b> 1) 委託契約に係る事務処理において、次のとおり不備があった。 ①民間企業等職務経験者職員採用試験問題集の利用に関する契約において、財務規則第105条で契約書に記載することとされている履行期限が記載されておらず、また、財務規則第122条に定められている検査検収等が業務完了前に行われていた。 ②面接技法研修委託契約において、財務規則第137条第3項に定められている見積書が徴されていないかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) ①契約書に記載することとされている事項についての認識不足により、契約書に履行期限の記載がないまま締結してしまった。支払自体は業務完了を確認の上適切に行われていたが、業務完了前の日付を誤って検査検収日としていた。また、所属内のチェック体制が不足していた。 ②見積書の徴取が不要なもの認識を誤ったことに加え、所属内のチェック体制が不足していた。 (今後の対応策等) ①令和4年度においては、契約書について、指摘のあった事項を修正した。また、検査検収等については、適切に検査検収を行い、その日付を記載した。今後、契約書を作成する際は、記載事項を他の契約書と見比べるとともに、出納局が示す参考例などと比較しながら作成し、複数の職員で確認を行う。 ②財務規則の熟知、複数の職員による確認を徹底する。</p>

# 公安委員会

## 山梨県公安委員会規則第六号

山梨県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和五年四月二十七日

山梨県公安委員会

委員長 高橋 英 尚

### 山梨県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県暴力団排除条例施行規則（平成二十三年山梨県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県立愛宕山少年自然の家の項及び山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の項を削る。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

### ● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年四月二十七日

山梨県警察本部長 伊藤 隆 行

### 一 一般競争入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量 交通管制システム上位装置設備 一式
- 2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間 令和六年三月一日から令和十一年二月二十八日まで
- 4 借入場所

(一) 山梨県防災新館内 山梨県警察本部

(二) 富士吉田警察署内 富士北麓サブセンター

### 二 事務を担当する所属 山梨県警察本部交通部交通規制課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 令和五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和五年山梨県告示第九十三号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

### 四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部交通部交通規制課管制第二係 電話〇五五―二二―一〇一〇

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和五年五月十五日（月）までの山梨県の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに四の1の交付場所において交付する。

3 入札説明会 実施しない。ただし、現地確認を希望する者には、次の日程で現地説明を行う。令和五年五月十七日（水）午後二時 場所及び問合せ先は四の1と同じ。

4 入札及び開札の日時及び場所 令和五年六月二十日（火）午後二時 山梨県警察

本邦交通部交通規制課交通管制センター試験室

5 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 令和五年六月十九日(月)午後四時までに山梨県警察本邦交通部交通規制課管制第二係(郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書の記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第八八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から令和五年五月二十九日(月)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに四の1の場所に直接持参、郵便又は信書便により提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否 要

6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約は解除することが

ある。

7 その他  
(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。  
(二) 詳細は、入札説明書による。  
(三) 問合せ先 山梨県警察本邦交通部交通規制課(電話〇五五-二二二-〇一一〇)

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured: Higher Layer of Traffic Control Device System, 1 Set
- 2 Date and time for tender: 2:00PM June 20, 2023
- 3 Bureau in charge: Traffic Regulation Division, Traffic Department, Yamamashi Prefectural Police Headquarters 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamamashi 400-8586 Japan TEL 055-221-0110

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年四月二十七日

山梨県警察本部長 伊藤 隆行

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量 交通反則通告管理システム等 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県警察本邦交通部交通指導課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和五年四月十一日

四 落札者

(一) 名称 株式会社J E C C

(二) 住所 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号 新国際ビル

五 落札金額 八千八百三十八万円

六 契約の相手方を決定した手續 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和五年二月二十七日

その他

山梨県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

令和五年四月二十七日

山梨県労働委員会  
会長 小野正毅

氏名	経歴	委嘱年月日
小野正毅	弁護士 第四十一・四十二期山梨県労働委員会会長代理 第四十三・四十四期山梨県労働委員会会長	平成二十七年七月二日
堀内寿人	弁護士 第四十三・四十四期山梨県労働委員会会長代理	令和元年七月一日
赤池幸江	特定社会保険労務士 第四十二・四十三・四十四期山梨県労働委員会公益委員	平成二十九年七月三日
窪田哲也	公認会計士 第四十三・四十四期山梨県労働委員会公益委員	令和元年七月一日
齋藤雅代	山梨学院大学教授 第四十一・四十二・四十三・四十四期山梨県労働委員会公益委員	平成二十七年七月二日
窪田清	連合山梨会長 第三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四期山梨県労働委員会	平成二十三年七月一日

佐々木琢郎	U Aゼンセン山梨県支部前支部長 第四十四期山梨県労働委員会労働者委員	令和三年七月一日
杉原孝一	T D K労働組合甲府支部長 第四十三・四十四期山梨県労働委員会労働者委員	令和元年七月一日
坪井茂	N T T労働組合東京総支部山梨県域分会支部長 第四十二・四十三・四十四期山梨県労働委員会労働者委員	平成三十一年一月二十三日
宮下竜三	富士急行労働組合執行委員長 第四十三・四十四期山梨県労働委員会労働者委員	令和元年七月一日
小林隆二	山梨県経営者協会参与 第三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
浦田勉	浦田勉税理士事務所代表 第四十四期山梨県労働委員会使用者委員	令和三年七月一日
栗山直樹	株式会社栗山商店代表取締役社長 第四十二・四十三・四十四期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十九年七月三日
長坂正彦	株式会社ワイ・シー・シー代表取締役社長 第四十二・四十三・四十四期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十九年七月三日
古屋哲彦	社会保険労務士法人総務サポート顧問 第四十二・四十三・四十四期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十九年七月三日

砂田英司	山梨県労働委員会事務局長	令和五年四月十九日
丸山正雄	山梨県労働委員会事務局次長	令和四年四月二十日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番